

臨教第53号議案

神奈川県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

別紙（案）のとおり

令和7年3月24日提出

神奈川県教育委員会  
教育長 花 田 忠 雄

（提案理由）

全庁的に永年勤続職員表彰の事業を廃止することに伴い、神奈川県教育委員会表彰規則について所要の改正をいたしたく提案するものです。

(案)

#### 神奈川県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

神奈川県教育委員会表彰規則（昭和24年神奈川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 新旧対照表

## ○神奈川県教育委員会表彰規則

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当するものは、この規則の定めるところにより、神奈川県教育委員会が表彰する。</p> <p>(1) 学校教育及び社会教育の振興、研究又は改善に努め特にその功労の顕著なもの</p> <p>(2) 職務上模範と認められる行為のあつた者</p> <p>(削除)</p> <p><u>(3)</u> 多年困難な職務に専念し、その勤務成績が良好な者</p> <p><u>(4)</u> その他表彰に値すると認めたもの</p> <p>第3条～第6条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当するものは、この規則の定めるところにより、神奈川県教育委員会が表彰する。</p> <p>(1) 学校教育及び社会教育の振興、研究又は改善に努め特にその功労の顕著なもの</p> <p>(2) 職務上模範と認められる行為のあつた者</p> <p><u>(3) 公務員又はこれに準ずる者で、永年勤続し、その勤務成績が良好なもの</u></p> <p><u>(4)</u> 多年困難な職務に専念し、その勤務成績が良好な者</p> <p><u>(5)</u> その他表彰に値すると認めたもの</p> <p>第3条～第6条 (略)</p>

## 神奈川県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正の趣旨

全庁的に永年勤続職員表彰の事業を廃止することに伴い、所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

永年勤続職員表彰に係る規定を削除する。（第2条第3号関係）

### 3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。